

# 部活動指導員（会計年度任用職員）募集案内

## 《募集内容及び受験資格》

職 種	部活動指導員
職務内容	<p>市内中学校での部活動の顧問（バスケットボール、水泳）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実技指導</li> <li>2 安全・傷害予防に関する知識、技能の指導</li> <li>3 学校外での活動（大会・練習試合）の引率</li> <li>4 用具・施設の点検、管理</li> <li>5 部活動の管理運営（会計管理等）</li> <li>6 年間・月間指導計画の作成</li> <li>7 生徒指導に係る対応</li> <li>8 事故が発生した場合の対応</li> </ol>
募集人数	若干名
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20 歳以上である者（学生を除く）</li> <li>・ 当該学校の部活動方針を理解し、熱意を有する者であり、以下の①～④のいずれかを満たす者             <ul style="list-style-type: none"> <li>①教員の経験がある者</li> <li>②学校での部活動の指導経験がある者（外部指導者等）</li> <li>③運動部活動については、スポーツリーダーなどの資格を有する者で、地域のスポーツ活動（スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等）において指導経験がある者</li> <li>④文化部活動については、地域の文化教室等において指導経験がある者</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、次のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>・ 摂津市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</li> <li>・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者</li> <li>・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li> </ul>

## 《任用期間》

任用期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日
備 考	<p>勤務成績が良好な場合に限り、2 回まで（最長で令和 5 年 3 月 31 日まで）再度任用する場合があります。ただし、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職種そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。</p> <p>採用は全て条件付きで、原則として採用から 1 か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。また、再度任用した場合も同様です。</p>

## 《応募方法及び試験内容》

応募方法	エントリーシートに必要事項を記載し、下記宛先まで郵送にて送付ください。
	受付期間 随時
	エントリー後、個別に試験日時等を通知します。
送付先	〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号 摂津市役所 教育総務部 学校教育課
試験内容	エントリーシート及び面接

## 《勤務条件等》

勤務場所	摂津市内中学校
勤務時間	週当たり6時間を原則とし、年間198時間を上限とする。勤務日及び勤務時間は校長が定めるものとする。
報酬等	基本報酬月額 約29,000円～約31,000円（本市での職務経験を加味し決定）
	年収 約406,000円～456,000円（期末手当含む）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、特殊勤務報酬、費用弁償（通勤・月額55,000円以内）、期末手当が条例等に基づき、支給されます。</li> <li>・令和2年1月時点での予定額です。条例改正等により金額は変更される可能性があります。</li> </ul>
休暇	条例等に基づく、年次有給休暇（1週間の勤務日数等により決定します。）、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引・夏季等の特別休暇、日常生活に支障がある者の介護をする場合に与えられる介護休暇、育児休業等があります。
社会保険	無
服務等	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。
	ただし、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業も認められます。 勤務時間中（時間外勤務等を含む。）の喫煙は禁止です。また、市内公共施設等、管理権限者等が喫煙禁止とする場所での喫煙も禁止です。

## 《その他の事項》

- 1 エントリーシートに記載事項や提出書類に不備がある場合には再提出を求めることがありますが、このために生じた申込の遅延等については責任を負いません。
- 2 提出書類に不正があった場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合は、免職となることがあります。
- 3 受験のために提出された一切の書類は返却しませんので、ご了承ください。なお、提出された書類等は本採用試験にのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

この採用募集に関するお問い合わせ先

摂津市役所 教育総務部 学校教育課

電 話 06-6383-5763 (直通)

所在地 〒566-8555

大阪府摂津市三島一丁目1番1号